

○国土交通省令第三十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十二条第一項第一号、第三百三十四条の三第一項及び第二項並びに第三百三十七条の四の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(飛行の禁止空域)</p> <p>第二百三十六条 法第百三十二条第一項第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち搜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域(以下「緊急用務空域」という。)</p> <p>五 前四号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域</p> <p>二 国土交通大臣は、前項第四号の規定による指定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨及び当該指定に係る緊急用務空域を公示しなければならない。</p> <p>三 前項の規定は、第一項第四号の規定による指定の変更又は解除について準用する。</p> <p>四 無人航空機を飛行させる者は、その飛行を開始する前に、当該無人航空機を飛行させる空域が緊急用務空域に該当するか否かの別を確認しなければならない。</p> <p>(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)</p> <p>第二百三十九条の二 法第百三十四条の三第一項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>一 ロケット、花火、ロケットンその他の物件を法第百三十四条の三第一項の空域(当該空域が管制圏又は情報圏である場合にあつては、次に掲げる空域に限る。)に打ち上げること(搜索、救助その他</p>	<p>(飛行の禁止空域)</p> <p>第二百三十六条 法第百三十二条第一項第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四 前三号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)</p> <p>第二百三十九条の二 法第百三十四条の三第一項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>一 ロケット、花火、ロケットンその他の物件を法第百三十四条の三第一項の空域(当該空域が管制圏又は情報圏である場合にあつては、次に掲げる空域に限る。)に打ち上げること。</p>

の緊急性がある場合におけるものを除く。）。

イ・ロ (略)

ハ 緊急用務空域

ニ Ⅱ イから八までに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

二〇七 (略)

2 (略)

第二百三十九条の三 法第三十四条の三第二項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

一 ロケット、花火、ロッキーンその他の物件を法第三十四条の三第二項の空域のうち次に掲げる空域に打ち上げること（搜索、救助

その他の緊急性がある場合におけるものを除く。）。

イ・ロ (略)

ハ 緊急用務空域

ニ Ⅱ イから八までに掲げる空域以外の空域であつて、航空路内の地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

ホ Ⅱ イから八までに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

二〇五 (略)

六 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号イから八までの空域で行うこと。

2 (略)

イ・ロ (略)

(新設)

ハ Ⅱ イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

二〇七 (略)

2 (略)

第二百三十九条の三 法第三十四条の三第二項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

一 ロケット、花火、ロッキーンその他の物件を法第三十四条の三第二項の空域のうち次に掲げる空域に打ち上げること。

イ・ロ (略)

(新設)

ハ Ⅱ イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、航空路内の地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

ニ Ⅱ イから八までに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

二〇五 (略)

六 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号イ及びロの空域で行うこと。

2 (略)

附 則

この省令は、令和三年六月一日から施行する。